

平成30年

第3回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 平成30年5月28日(月)

伊勢原市農業委員会

第3回伊勢原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年5月28日(月) 午前10時55分～

2 開催場所 伊勢原市役所2階2C会議室

3 委員在任定数 10名

1 大木 克美	6 廣木 孝幸
2 越地 進	7 木村 勇
3 杉本 和彦	8 萩原 隆雄
4 横山 正博	9 鈴木 雅之
5 岸田 文雄	10 黒田 義夫

4 出席委員数 10名

5 欠席委員数 0名

6 署名委員 杉本 和彦
横山 正博

7 議長 黒田 義夫

8 事務局職員出席者

小瀬村 正宣(事務局長)

青木 優

今井 亮輔

荒井 昌稔

村井 善治

長嶋 全(農業振興課)

服部 孝喜

9 傍聴者 0名

審議内容 (開会 午前10時55分)

[事務局長] それでは、定刻になりましたので、第3回伊勢原市農業委員会総会を始めます。開会に先立ちまして、本日の会議の傍聴を希望される方はおりませんので、報告させていただきます。在任定数10人、欠席委員はなく、出席委員10人で、定足数に達しております。それでは、よろしくお願いたします。

[議 長] ただ今から、第3回伊勢原市農業委員会総会を開催します。本日の議事録署名委員は、3番 杉本和彦委員と4番 横山正博委員の両名をお願いします。それでは、議事に入ります。本日の審議事項は、報告4件、議案4件の計8件となっております。まず、報告より入ります。

[議 長] 報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局の報告をお願いします。

[事 務 局] 報告第1号は市街化区域の農地を、土地所有者が農地以外のものにするとの届出です。今回は、合計で2件、2筆、面積303㎡の届出がございました。地区は、伊勢原地区1件、1筆、面積231㎡、比々多地区1件、1筆、面積72㎡になります。転用目的は、個人住宅2件です。以上です。

[議 長] 事務局の報告が終わりました。何かご質問があればお願いします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」の声あり 】

[議 長] 異議なしということなので、次に移ります。

[議 長] 報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局の報告をお願いします。

[事 務 局] 報告第2号は市街化区域の農地を、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするとの届出です。今回は、合計で6件、7筆、面積1,119.83㎡の届出がございました。地区は、伊勢原地区5件、6筆、面積739.83㎡、成瀬地区1件、1筆、面積380㎡です。権利の種類は、全て所有権の移転となります。転用目的は、個人住宅が5件、駐車場が1件です。以上です。

[議 長] 事務局の報告が終わりました。何かご質問があればお願いいたします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」の声あり 】

[議 長] 異議なしということなので、次に移ります。

[議 長] 報告第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局の報告をお願いします。

[事 務 局] 報告第3号は、相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。伊勢原地区で1件、比々多地区で1件、大田地区で2件、合計4件の申請がありました。

はじめに、伊勢原地区の1件は報告第3号の1。申請人は市内池端にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請は5月17日。対象農地の明細は6から7頁で、池端字上中澤（カミナカザワ）外、計22筆で合計面積8,615㎡。5月17日に事務局で現地調査を行い、全筆適正に耕耘管理されていることを確認し、5月17日付けで専決処分で証明書を発行しました。

次に、比々多地区の1件は報告第3号の2。申請人は市内神戸にお住まいの方で、被

相続人のお子さんです。申請は4月18日。対象農地の明細は8から9頁で、神戸字木下（コカゲ）外、計14筆、合計面積9,878㎡。5月2日に事務局と地区担当委員で現地調査を行い、全筆適正に耕耘管理されていることを確認し、5月2日付けで専決処分で証明書を発行しました。

次に、大田地区の1件目、報告第3号の3。申請人は市内小稲葉にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請は5月7日。対象農地の明細は10から13頁で、下谷の8筆で合計面積2,564㎡。5月11日に事務局で現地調査を行い、全筆適正に耕耘管理されていることを確認し、5月15日付けで専決処分で証明書を発行しました。

大田地区の2件目、報告第3号の4。申請人は市内小稲葉にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請は5月7日。対象農地の明細は14から15頁で、小稲葉の15筆で合計面積7,083㎡。5月11日に事務局で現地調査を行い、全筆適正に耕耘管理されていることを確認し、5月18日付けで専決処分で証明書を発行しました。なお、農地一覧表の対象農地合計面積と報告書合計面積が一致しないのは、市の農道整備事業により対象農地の一部（2筆、144㎡）が買収されたため報告書合計面積が減となっています。以上です。

[議 長] 事務局の報告が終わりました。何かご質問あればお願いいたします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」の声あり 】

[議 長] 異議なしということなので、次に移ります。

[議 長] 報告第4号、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の報告をお願いします。

[事務局] 農地法第3条の許可を受けた農地や、利用権設定期間中の農地を貸し手・借り手の合意で解約をする場合には、農地法第18条による合意解約の届出が必要となります。報告第4号の1ですが、借り手の方が健康上の理由で作業が困難となったため解約するものです。以上です。

[議 長] 事務局の報告が終わりました。何かご質問がありましたら、お願いします。

[議 長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」の声あり 】

[議 長] 異議なしということなので、議案に移ります。

[議 長] 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

[事務局] 農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。今回は伊勢原地区で1件、比々多地区、合計2件の申請がありました。

はじめに、議案第1号の1、図面番号は1番と2番です。あわせて、公図をご覧ください。申請地は三ノ宮字上初川（カミハツガワ）の2筆、1,503㎡及び三ノ宮字中谷戸（ナカヤト）の1筆、1,276㎡。合計で2,779㎡で自作地との合計で4,758㎡となるため譲受人の下限面積はクリアされます。譲受人は市内三ノ宮にお住まいの方で、経営規模

の拡大のための申請です。譲受人世帯の経営農地面積は19.8アールで、下限面積の特段の面積の30アールに達していません。しかし、許可後に47.6アールとなるための農地取得に支障はありません。5月14日に事務局と地区担当委員さんの合同で現地調査を行い、経営農地は適正に管理されており、農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項は、ありません。

次に、議案第1号の2、図面番号は3番です。あわせて、公図をご覧ください。申請地は伊勢原四丁目の1筆、299㎡。譲渡人及び譲受人は、市内田中にお住まいの方で、農業経営の若返りのための申請です。譲受人世帯の経営農地面積は172アールで、下限面積の特段の面積の30アールを超えるため、農地取得に支障はありません。5月14日に事務局と地区担当委員さんの合同で現地調査を行い、経営農地は適正に管理されており、農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項は、ありません。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員さんの補足説明がございましたら、お願いします。議案第1号の1について、「比々多地区」をお願いします。

[地区担当委員] 5月23日、地区委員4名で現地の確認をいたしました。農地として管理されており、問題は無いと思われました。以上です。

[議長] 続きまして、議案第2号の2について、「伊勢原地区」をお願いします。

[地区担当委員] 果樹園等の畑でございまして、良く管理されていて問題ないと思います。よろしくをお願いします。

[議長] 事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりましたので、審議に入ります。

[議長] 議案第1号の1について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[議長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」 の声あり 】

[議長] ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第1号の1については「原案のとおり許可とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第1号の1については、「原案のとおり許可とする」こととします。次に移ります。

[議長] 議案第1号の2について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[議長] 特に、ございませんか。

【 「異議なし」 の声あり 】

[議長] ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第1号の2については「原案のとおり許可とする」ことに、賛成の委員の挙手を

求めます。

【 「挙手全員」 】

- [議 長] 挙手全員。よって、議案第1号の2については「原案のとおり許可とする」こととします。次に移ります。
- [議 長] 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局の説明をお願いします。
- [事 務 局] 農地に権利設定又は移転をして農地以外の物にする場合について農業委員会の意見を求めます。申請は高部屋地区1件の申請がありました。
議案第2号の1、図面番号は4番です。併せて、公図、土地利用計画図をご覧ください。譲渡人は市内上粕屋にお住まいの方で、譲受人は市内白根の宗教法人です。申請地は、上粕屋字和田内（ワダウチ）の1筆、面積971㎡を第2東名高速道路建設によって借用していた参拝者用の駐車場が収用されたため、新たに不足分の駐車場に転用したいとの申請が出されました。権利関係は、所有権移転です。申請地の立地基準は、道路・山林により農地の広がり10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。一般基準及び個別基準については、整地後、敷地内は碎石を敷き転圧処理をします。雨水は敷地内で浸透管にて処理をします。隣接地との間には国有畦畔が存在し、直接接しているところはありません。また、畦畔法上には単管パイプにロープをはり転落防止措置を講じます。計画としては周辺農地への影響も少なく、資金計画も適切であると判断されます。なお、まちづくり条例の各課協議は現在途中ですが、転用計画に変更が生じることがないため、手続き終了後、県知事に副申します。以上です。
- [議 長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員さんの補足説明がございましたら、お願いします。議案第2号の1について「高部屋地区」をお願いします。
- [地区担当委員] 5月24日に、大山・高部屋地区の農業委員と推進委員で現地を確認しました。現地は、新東名高速道路の北インターに隣接する場所です。図面番号4番をご覧くださいと、新東名の境が入っておりませんが、霊園墓地の駐車場が新東名の北インターの敷地にかかってしまったことが原因です。従来あった駐車場が、ほとんどかかってしまったという状況でございます。以前の駐車場の代替えとして転用したいという内容です。土地利用図が添付されており、駐車場と言うことで隣接する土地に支障があるかということを確認しましたが、特に問題は無いと判断しています。新東名の代替えと言うことでやむを得ないと思います、よろしくをお願いします。
- [議 長] 事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりましたので、審議に入ります。
- [議 長] 議案第2号の1について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。
- [委 員] 確認ですが、今、説明いただきましたが、今回の第二東名の関係で借地していたところが無くなり、違うところに申請が出てきたわけですが、こういう場合、所有者が違うから一般的に収用法の適用にならないので、やむをえず今回の転用となったのでしょうか。
- [事 務 局] 申請代理人の話では、国の方から代替えという形での駐車場の提供という話は聞いていません。代替えには当たらないという事で、今回、5条転用申請がされたのでは、と思います。

[議 長] 他に、ございませんか。

【 「異議なし」 の声あり 】

[議 長] ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。議案第2号の1については「原案のとおり許可相当とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第2号の1については「原案のとおり許可相当とする」こととします。次に移ります。

[議 長] 議案第3号、非農地証明交付申請の承認について、事務局の説明をお願いします。

[事 務 局] 議案第3号の1について説明いたします。大田地区で1件の証明願いがありました。関係写真を回覧しますので、ご覧ください。図面番号は5番です、合わせて公図をご覧ください。申請地は上平間字堤前（ツツミマエ）の1筆、面積3.30㎡です。申請理由は、当該地が農地として実態がないため、地目変更をするために申請をしたものです。申請地は、昭和21年に前面の道・水路の拡幅部分として613番地から分筆されて以来、農業用水路として利用されています。将来も、農地への復元は困難な状態です。また、固定資産税も非課税とされています。申請地の立地基準は、小田原厚木道路バイパス伊勢原インターチェンジ出入口より300m以内の農地として「第3種農地」と判断されます。農地法違反ですが、過去に違反転用の指導記録がなく、今後も違反を追及する見込みがないことから、県の「農地法の適用を受けない土地に係わる運用指針」別表1に該当します。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員さんの補足説明がございましたら、お願いします。議案第3号の1について「大田地区」をお願いします。

[地区担当委員] 5月16日に事務局と、5月22日に地区委員4名で現地を確認してきました。事務局の説明のとおりです。事務局が、今、回覧しています写真の先に田んぼが繋がっています。この地域は、大正6年から昭和21年まで土地改良事業が行われました。その後も事業があつて、現状となっています。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりましたので、審議に入ります。

[議 長] 議案第3号の1について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[委 員] 今、なぜ、非農地証明の申請が出されたのですか。

[事 務 局] 地目が畑なんですけれども、公衆用道路に変えたいということです。

[委 員] そうではなくて、今の時点で、なぜ申請が出されたのですか。

[事 務 局] 代理人には、確認していません。

[委 員] 何かの理由で非農地にしたいのかなと思ったんですけれども。台帳を直したいということであれば、それはそれで。

[議 長] この写真を見ていただくと、水路がずっと続いているんです。公図の写しを見てもらうと、みんな分筆をされています。今回の申請箇所以外のところが、ちゃんと登記ができていないか判りませんが、この方は正規な地目に直したいから申請されたのではないのでしょうか。

[地区担当委員] 地元の方に聴いたのですが、当時、田んぼを作るための用水路用地として農地を提供して作ったそうです。

[議 長] 他に、ございませんか。

【 「異議なし」 の声あり 】

[議 長] ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。議案第3号の1については「原案のとおり承認する」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第3号の1については「原案のとおり承認する」こととします。次に移ります。

[議 長] 議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、事務局の説明をお願いします。

[事 務 局] 農地の賃貸借等については、利用権設定期間が終了すれば、自動的に権利が消失し、民法上の小作の権利が生じない農業経営基盤強化促進法による利用権の設定が、現在は殆どです。利用権の設定は農業経営基盤を強化するための農地の利用集積ですので、利用権を設定できる方は、農地法第3条の「下限面積」要件はありません。10アール以上を営農する経営農家や新規就農認定を受けた方、また解除条件付き利用権で行う株式会社やNPO法人などの法定法人が対象となります。今回の新規の届け出は6件ありました。内容といたしましては、地区別では高部屋地区が2件、2筆、面積2,446㎡。成瀬地区が3件、8筆、面積5,992㎡。大田地区が1件、2筆、面積1,880㎡です。権利の種類は、賃貸借が3件、使用貸借が3件という内訳です。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。何かご質問・ご意見がございましたら、お願いします。

[議 長] 特にございませんか。

[議 長] ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

[議 長] 議案第4号の1から6については「出願のとおり承認する」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 「挙手全員」 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第4号の1から6については、「出願のとおり承認する」こととします。

[議 長] 以上を持ちまして、第3回伊勢原市農業委員会総会は閉会といたします。大変お疲れ様でした。

[事務局長] 大変お疲れ様でした。次回の総会は、6月27日、水曜日です。よろしく、お願いいたします。

【12時05分 終了】